

# 的外



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り

第354号

令和元年10月

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句

56



長生きし 多くのことを 学んだが

中でも一番 それはそれとして

令和元年8月30日

青空浮世乃捨

『いなべんの哲学』は、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』ということになります。人生は、こう生きるしかないと思うのです。

このような考え方に辿り着いたのは、後期高齢者まで生きられ、多くの辛い、苦しい体験をし、どう考えるべきかと悩みに悩み、多くのことを学んだからです。

本もいくつか読みました。講演も何度か聴きました。テレビの教育番組も観ました。それらから学んだことも少なくはありません。

ですが、自分が体験し、「あれでは駄目だ。こうした方がいい」という経験が積み重なってできた経験則が一番身に染みて自分の生き方の方向を示す灯火となっているような気がします。

「ああでもない、こうでもない」といくら悩んでも、結論が見つからないことがあります。少年時代より「時間は、いつまで続くのか」、「空間はどこまで広がっているのか」、「死んだ先はどうなるのか」な

どと考えることがありました。いくら考えても分かりません。それに拘こたわっていたら、気が狂いそうです。

そんなとき、皆さんはどうするのでしょうか。多分、そんなことは考えないという方や、頭に浮かんでも、すぐ掻き消かすという方が多いと思います。それがいい生き方だと思います。

ですが、それができない人もいます。一つの問題に拘こってしまい、抜け出せなくなる人もいます。そういう人は、悩む問題に直面したら、悩むだけ悩んでみることも無駄ではない気がします。そこから、道理とか、真理が見えてくることがあります。

悩むだけ悩んでも、解決方法が見つけれなかったときにどうするか、ということが、生き方とか哲学を語る上では、不可欠となります。ここをどう乗り越えるかということが、生きていくうえで、極めて大事な知恵です。

多くの人は、答えが出せそうにない問題には深入りしないで、避けるという術すべを身に付けています。ですが、中には、私もその一人ですが、それがうまくできない人もいます。

そういう人は、どうしたらよいのでしょうか。それが問題です。私は、うまい方法を見付け出せずに、長い間悩みました。

テレビで、鈴木大拙だいせつ氏（仏教学者・思想家。1870-1966）のお弟子さんが、「先生から、『それは、それとして』という色紙をもらい、大切に保管している」という話をしていました。「これだ」と共鳴しました。

悩める問題を抱えたら、一生懸命にその解決方法を探求し、それでも答えが出なかったら、頭を切りかえ、「答えが出ないのだから、それはそれとして、次の問題を考えよう」という生き方です。「それは、それとして、次に行こう」ということです。

「それは、それとして」という言葉は、悩みの尽きないこの世を生き抜くには、素晴らしい考え方です。まさに、哲学です。

テストで 100 問が出ています。1 問にだけいつまでも<sup>こだわ</sup>拘っているのは、全部が駄目になってしまいます。ある程度考えても答えが出てこなかったら、いつまでもそれに拘っていないで、次の問題に移った方が得策です。そうしないと、他の問題も解けなくなります。「それは、それとして」という言葉は、そういうことではないでしょうか。「いつまでも拘ってはいならない」ということではないでしょうか。

この句を詠んだときのコメントは、次の通りです。

-----

とことん突き詰めて考えなければ気の済まない性格です。子供の頃には、「理屈っぽい子で、かわいくない」などと叔母などに疎<sup>うと</sup>まれたこともありました。

思春期になり、一層その傾向が強まり、「萬有の真相」を究明しなければと、煩悶<sup>はんもん</sup>しました。大人になっても、その思いは消えず、悩んで、もたえ苦しむことが少なくありませんでした。

長生きをし、大病を患い、臨死体験らしきことをはじめ、自分自身が直接そのことさらにぶつかった体験から多くのことを学びました。

その結果、「こういう場合は、こう考えた方がよい」という経験則が生まれました。この世を楽しく生きる知恵がつかしました。それが『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』です。生きるうえでの知恵です。

生きる上での知恵は沢山ありますが、その中でも一番役立っているのは、「それは、それとして」という考え方です。何事に関しても、あまり拘らない生き方をするとということです。「分からないことは分からない」、「病気になったらなった」、「負けたら負けた」「金がなけ

ればない」として、つまり「それは、それとして」受け容れて、そのあとどうするかを、前向きに考えればよい。という思いに至っています。

この知恵のおかげで、多くの問題を解決してきました。これから、「それは、それとして」という知恵で生きていきます。

-----

テストの話を出しましたが、生きることもそんなレベルの話なのです。人間関係のトラブルなども同じで、「それは、それとして」と受け容れ、次に進めばいいのです。拘り過ぎることは、百害あって一利なしです。

自分であれ、他人であれ、失敗したことにいつまでも拘らずに、「それは、それとして」その先を上手くやっていこうという考え方は、問題解決の上では、妙手・妙法です。それはそれとして、前に進めばいいのです。それしかないのです。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』の本を「白い本シリーズ」として書き始め、その1『いなべんの哲学の意義』とその2『いなべんの哲学の実践』を発刊しました。

今回は、『いなべんの哲学』のその3として『いなべんの哲学の道歌集』を発刊します。つまりいなべんの生き方、考え方を5・7・5・7・7の31文字にまとめた道歌集を発刊します。

発刊の運びとなりましたら、この事務所便りをお読み戴いている皆様にごのにお読み戴きたく、一冊謹呈させて戴くつもりです。遅くも来月号の事務所便りをお送りする際には同封するつもりです。

「哲学」などというと、拒絶されそうですが、身近な言葉で分かりやすく書いていますので、一日一句のペースで気軽にお目を通していただければ幸いです。

## ステルス爆撃機購入と納税



「戦争っていうものはね、犯罪だ。殺人、傷害、強盗、放火、ありとあらゆる犯罪を網羅したものが戦争だ。これを覚えておきなさい。」

令和元年（2019年）10月12日付朝日新聞の『折々のことば』欄に紹介されている言葉です。法律を勉強して、50年以上経過していますが、「そうだ。その通りだ。」と改めて教えられました。

戦争となったら、国家は国民を戦場に送り、敵国の国民を殺傷させるのです。人を殺傷するのですから、殺人罪であり傷害罪に該当する行為であることは疑いの余地はありません。

爆弾を爆発させ建造物を破壊するのですから建造物等損壊罪や器物損壊罪などの犯罪に該当する行為であることも明白です。

国は殺人罪、傷害罪、建造物等損壊罪、器物損壊罪を犯したものを処罰します。外国人を殺害しても殺人罪は成立します。

ですが、戦争では国は殺人を国民に強要します。その結果、第一次世界大戦では、世界中で2000万人ともいう人が殺されました。第二次世界大戦では、8000万人を超える人が殺されたとも言われています。

兵器の開発が進み、原爆が生まれ、広島と長崎に投下されました。広島市では14万人、長崎市では7万人を超える人たちの命が一瞬に奪われました。広島も長崎も街は壊滅状態となりました。「戦争っていうものはね、犯罪だ。殺人、傷害、強盗、放火あらゆる犯罪を網羅したものが戦争だ。」という言葉は、

もう十二分に証明されています。これ以上の極悪非道で、残酷・残虐な犯罪行為はありません。核兵器を使ったら、人類滅亡・地球壊滅ということにもなりかねないのです。もうこれは犯罪などというレベルの問題ではありません。絶対にあってはならないことなのです。絶対にさせてはならないことなのです。

それにも関わらず、前号で紹介しましたが、安倍首相はトランプ大統領から攻撃型最新鋭ステルス機F35を1兆7000億円で147機も購入しました。さらには護衛艦「いずも」、「かが」を空母化し、F35の離発着を可能とすることも決定しました。

これは明らかに大量殺人、大量破壊の準備です。刑法208条の2には「凶器準備集合及び結集罪」と呼ばれる規定があります。

その第1項は「二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」とあり、第2項は「前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。」となっています。

攻撃型の兵器を買い集めることは、凶器準備罪にあたるのではないのでしょうか。権力者とそれを取り巻くスタッフが、兵器を買い集めることは「二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合」にあたらぬのでしょうか。

安倍政権下で、ステルス戦闘機を購入することを決定したメンバーは、刑法208条が規定する凶器準備集合罪にならないのでしょうか。その兵器を購入する資金を提供した国民は共犯とはならないのでしょうか。

私達国民は、国民の義務として税金を納めています。今回も消費税が8%から10%に増税されました。税金は、税務調査などの方法で、厳しく徴収されます。

しかし、私達国民は、その税金の使い方については、時の政権、つまり、権力者とその取り巻きの思うがままに使われているのが実情です。国民の代表者である国会が徹しく監視すべきですが、あまり機能していないように見えます。その国会議員は、私達国民が選んで国会に送り出しています。ここに国民は反省しなければならぬ原因があります。権力者の暴走を許さないような人を選出しているでしょうか。

トランプ大統領が日本に来たり安倍首相がアメリカに行ったりし、ゴルフを楽しみ、酒を酌み交わす中で、日本はアメリカからステルス戦闘機 147 機購入の話ができあがったようにも見受けられます。国会では、この点について、どれほど議論が尽くされたのでしょうか。

私達が納めた税金が、このような形で、あらゆる犯罪を網羅した戦争の兵器を購入する資金に使われることには納得できません。この事務所便りをお読み下さっている皆様は、納得されているのでしょうか。「いまの生活が豊かで、便利であればそれで十分」と、軽く考えてはいないでしょうか。

私は、戦争絶対反対です。核は地球から完全に排除しなければなりません。後始末のできない原発は、一切使用してはならないものです。そのように心の底から思っています。

兵器購入に税金が使われることには反対するものであることを、国民に訴え続けていきたいのです。国民主権の日本においては、国民の意識が最も大切です。国民が気付かなければならないのです。政府や権力者とその取り巻きに任せきりでは、国民は主権者と言いながら「権利の上に眠っている」と言われても仕方がないのです。

しかし、国民の多くの人は、日常生活に追い回され、こんな問題にはかかわってはおられないというのが実情でしょう。それはそれとして分かります。

私は、弁護士という立場は、憲法を守るために、憲法自身がもうけた憲法の番犬という役目があると確信しています。忙しいなどの理由で吠えなければ、

弁護士の役目を果たしていないことになると思うので、吠え続けます。主権者である国民に気付いてもらえるように、声を張り上げて吠え続けます。

どのように吠えたら、国民の皆様は番犬である私の声が届くのか、ということについては、いつも真剣に考えていますが、妙案が浮かびません。最近の人はあまり本を読みません。何せ多忙な皆様です。いなべんの駄弁本など読んでいる暇がないのが当然です。

これまで約120冊の本を発刊しましたが、一部の心の底からの支援者以外の方には、読んでもらっているようには思えません。何か、他の方法も考えなければならぬ気がします。マスコミによって取り上げてもらうのが、多くの人に知ってもらうには、効果的な気がします。何かしてかして、マスコミに取り上げてもらい、「兵器購入のための税金は納めない」という考えを広めたいものです。主権者である国民が、「兵器購入のための税金は納めない」との納税拒否運動を展開すれば、権力者もその取り巻きも、反省せざるを得なくなると確信しますがいかがでしょうか。

国民主権ですから、国の主人公は国民です。政権担当者は国民のために奉仕する人、つまり公僕こうぼくです。その政権担当者が国民の望まない方向に税金を使うのを止めないなら、そのような政権担当者が使う税金を国民は納めないというやり方も止むを得ない気がするのです。

「兵器購入の税金は、納めない国民運動」を展開する必要を感じさせる安倍政権の動きは、国の主人公である国民が十分に監視し、適切な対抗策をとらなければならぬ気がします。この事務所便りをお読みくださる皆様は、どう考えるでしょうか。